

# 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル [校内]

西日本短期大学附属高等学校

## 1. 基本的な感染症対策

### (1) 日常的な対策（教職員も同様）

#### ①毎朝の検温、SHRでの体温確認・健康観察（チェックシート活用）

- 家庭と連携した毎朝の検温、および健康観察
- 登校前に確認できなかった場合は必ず保健室で検温、健康観察を行う
- 発熱等の風邪症状がある場合は登校せずに、自宅で療養させる（出席停止）
- 登校後、発熱の症状がある場合は即早退させ、症状がなくなるまで自宅で療養させる。（出席停止）
  - ※保護者を待つ場合は保健室の奥部屋にて待機
- 以下の症状がある場合はすぐに専門機関へ電話相談するよう指示（出席停止）

- ・息苦しさ、強い倦怠感、高熱等の強い症状がある場合
- ・基礎疾患があり、重症化しやすい体質で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
  - ※解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様

#### ②手洗い、咳エチケットの徹底

#### ③必ずマスクを着用する

- 忘れた場合は1枚までは布マスク配布
- 2枚目以降に関しては事務室にて必ず購入（1枚50円）
  - ※売り上げは生徒会より日本赤十字社に寄付

### (2) 校内、スクールバスの換気の徹底

#### ①廊下の窓、各教室の出入り口、各教室の窓、スクールバスの窓は常時開放（特別教室も同様）

※雨天時は状況に応じて開閉を行い、締め切った状態にならないよう留意する。

### (3) 消毒の徹底

#### ①スクールバス乗降時、登校時、移動時に手指消毒を行う。

（消毒剤設置場所：中校舎各階廊下、立志館各階廊下、記念館入口、食堂入口、各特別教室入口）

#### ②各教室、廊下の消毒について

- 分散登校、短縮授業：帰りのSHR時に各クラスで消毒（必ず担任同席）
- 平常授業：昼休み、帰りのSHR時に各クラスで消毒（必ず担任同席）

#### ③トイレ、階段、エレベーターの消毒について

- 分散登校、短縮授業：帰りのSHR後に副担任が消毒
- 平常授業：昼休み、帰りのSHRに副担任が消毒

#### ④特別教室、教務室、他教員控室等については各授業担当、各部教員にて授業後、就業後に消毒を行う。

## 2. 授業における感染症対策

### (1) 教室で実施する場合

- ①常に換気を行い、マスクを着用する。

②飛沫を飛ばさないよう教員や生徒が大声をあげたりすることがないようにする。

③座席をつなげてのグループワークやディスカッション等を行わない。

(2) 特別教室、記念館等で実施する場合

①2 - (1)に加えて共用する機材、備品等の消毒をこまめに行う。

②音楽科の授業において、歌唱指導や身体の接触を伴う活動は行わない

③家庭科、伝統文化の授業において、調理・飲食を伴う実習を行わない

④保健体育科の授業において、生徒同士が密集する運動や近距離で組み合ったりする場面が多い運動は行わない。

⑤更衣を伴う場合は更衣室等を積極的に利用し、生徒同士で十分に距離を取る。

### 3. 感染者、濃厚接触者が発生した場合

(1) 生徒または教職員の感染が判明した場合

①判明した時点で必ず学校へ報告

②該当生徒は出席停止。

③保健所からの調査後、臨時休業等の必要性について判断。

④教職員についても同様の扱いとする。

(2) 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合

①特定された時点で必ず学校へ報告

②感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止。

③教職員についても同様の扱いとする。

(3) 生徒または教職員の家族が濃厚接触者に特定された場合

①特定された時点で必ず学校へ報告すること

②濃厚接触者本人に症状がない場合は通常通り登校可能。

③濃厚接触者本人に症状がある場合も生徒、教職員本人に症状がなく、特に保健所等からの指示がない場合は通常通り登校可能。

④濃厚接触者本人が感染者となった場合、生徒、教職員に関しては3 - (2)の扱いとする。

### 4. 部活動の実施について

(1) 実施の開始時期について

①分散登校時は登校する学年のみ実施可能

②学校再開後は全学年実施可能

(2) 活動内容について

①臨時休業期間において運動不足になっていることも考え、十分な準備運動を行い、生徒の怪我防止に十分留意すること。

②活動の際は各部活動の特性に考慮し、感染防止策を十分に実施すること。

③共用の用具等に関して、不必要に使い回しをせずに使用後には必ず消毒を行うこと。

④全ての活動において、生徒だけに任せることはせず、教師も着実に実行すること。

(3) 保護者会等の集まりについて

①当面の間控えるよう要請

②緊急に必要な場合は代表を選出する等の配慮を行った上で実施。

## 5. ゴミ処理について

### (1) 各教室のゴミ箱について

- ①各教室には設置せず、各階の階段両側に燃えるゴミのみ一カ所ずつ設置（立志館は各階一カ所）
- ②缶、ペットボトルのゴミ箱についてはしばらくの間設置しない。（食堂のゴミ箱を利用）
- ③ゴミ捨ては各階のトイレ掃除担当教員で行う（手袋使用）

### (2) 特別教室、トイレ等のゴミ箱について

- ①特別教室について、燃えるゴミ箱のみ設置するが各授業、部活動でなるべくゴミが発生しないよう工夫を行い、ゴミ捨てについては各責任教員にて実施する。（手袋使用）
- ②トイレのゴミ箱については女子トイレの個室のみ設置し、各担当教員が処理。（手袋使用）

### (3) 食堂のゴミ箱について

- ①ゴミ箱は現存のものを設置処理等は業者、食堂職員で実施する。

### (4) ゴミの持ち帰りの徹底

- ①原則ゴミは持ち帰る。

## 6. 昼食・食堂利用について

### (1) 昼食の取り方について

- ①食事の前の手洗いは徹底して行う。
- ②飛沫を飛ばさないよう机の移動は行わずに前を向く。
- ③食事中はなるべく会話は控える。

### (2) 食堂の利用について

- ①共用の食器等の利用を減らすため、昼食時の食堂利用は寮生に限る。
- ②定食は持ち帰りの注文のみ可能（注文は2限目休み時間まで）

## 7. トイレの利用について

### (1) 利用制限について

- ①校内のトイレ利用を制限する。
  - 使用可能トイレ：中校舎、立志館
  - 使用不可トイレ：北校舎、記念館、部室棟
  - 使用制限トイレ：立志館屋外トイレ [放課後のみ利用可]

## 8. 消毒の方法について

### (1) 各教室の消毒（昼休み、帰りのSHR時）

- ①消毒セットを使用し、ハンドペーパーで行う。（雑巾は使用しない）
- ②使用後のペーパーはその場でゴミ袋へ入れ処分（黒いごみ袋使用）
- ③トイレの消毒はトイレクリーナを使用。（雑巾は使用しない）
- ④消毒箇所
  - 教室：机、椅子、ドア、教卓、電気スイッチ、窓、窓鍵、黒板消し、黒板消しクリーナー
  - 廊下：ロッカー、掃除用具入れ取手、窓、窓鍵
  - トイレ：電気スイッチ、トイレレバー、鍵部分、便器、水道蛇口、ハンドソープ容器、ドア

- 階段：手すり
- エレベーター：ボタン、手すり
- 教務室：電話、PC、複合機、印刷機、個人の机及びその周辺（各自で消毒）
- ※特別教室に関しては上記を参考に共用部分等を十分に消毒する

## 9. 出席停止の取り扱いについて ※3感染者、濃厚接触者が発生した場合以外の場合

- (1) 生徒に発熱、軽い風邪症状がある場合
  - ①保護者からの連絡のみ出席停止を認める
  - ②保護者からの確認が取れない場合、出席停止扱いとならない場合がある。

## 10. 心のケア等に関して

- (1) 生徒の心のケアに関して
  - ①臨時休業に伴い、強い不安や恐れを抱くなど、心理的ストレスを抱えている生徒がいると考えられるため、学級担任によるきめ細かな健康観察を実施し、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラーによる適切な支援を行う。
- (2) 感染者・濃厚接触者に対する偏見や差別について
  - ①感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うこと。

## 11. 報告等の流れ

- (1) 感染者、濃厚接触者の場合
  - ①医療機関・保健所→副教頭→緊急職員会議
- (2) 生徒本人のPCR検査が決定した場合
  - ①連絡が入り次第、副教頭へ報告→結果が出るまで生徒は出席停止

## 12. 再度臨時休校を実施する場合の考え方

- (1) 臨時休校を再度実施するケース
  - ①本校から感染者が発生し、保健所等の専門機関から指示が出た場合（一部休校もありうる）
  - ②国、県の決定を考慮し、校長が必要と判断した場合

### 参考資料

- 文部科学省 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」
- 文部科学省 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」